

丹波篠山市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

丹波篠山市教育委員会

丹波篠山市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまでから「丹波篠山の教育」において「教職員の勤務時間適正化の推進」として方針を定め、令和3年度には夏季休業中の学校閉庁日の拡充、令和4年度には勤務時間外電話音声メッセージの導入、令和5年度には授業時数・教科担任制など教育課程の見直し等、本市や各学校の実態に応じた取組を進めてきた。

また、令和6年度には、中央教育審議会答申や国の通知を受け、兵庫県教育委員会において全県共通目標及び全県共通取組が設定され、令和7年度には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための「県・市町共同メッセージ」を発出した。これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

こうした取組の結果、本市における一人あたりの平均の時間外在校等時間は、令和6年度の月換算で30時間を下回っている。

【月平均時間外在校等時間の推移】

年度	R元 ※コロナ前 (2019)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
月平均時間外在校等時間	29:12	26:25	25:16	24:15

一方で、年間のうち、ひと月でも過労死等との関連が指摘される月80時間を超えた教職員は、34人(9.6%)に達している。さらに、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行うことが必要な場合の上限時間(年間720時間)を超えた教職員は21人(5.9%)に上っている。

上記、月80時間を超えた教職員34人のうち中学校教職員は22人であり、年間720時間を超えた中学校教職員は16人である。行事指導や生徒指導、教材準備など、教職員の業務にはさまざまな負担要因があるが、その中でも、特に大きな要因として、部活動における長時間の超過勤務が挙げられる。本市として、中学校における部活動改革を最重要課題として位置づけ、総合的に取り組みを進め、教職員が心身ともに健康を保ち、それぞれの能力を十分に発揮できる環境を整備していく必要があると考える。

【丹波篠山市立学校の令和 6（2024）年度の時間外在校等時間の状況】※1

項目	人数	割合
一人あたり年間平均時間外在校等時間 290 時間 13 分（月平均 24 時間 15 分）	—	—
1 箇月時間外在校等時間 80 時間超 ※2	34 人	9.0%
1 箇月時間外在校等時間 45 時間超 ※2	151 人	40.1%
年間時間外在校等時間 360 時間超 （月平均 30 時間超）	136 人	36.1%
年間時間外在校等時間 720 時間超 （月平均 60 時間超）	21 人	5.6%

※1 常勤の教職員 377 人の状況

※2 令和 6 年度において、ひと月でも月 80 時間または 45 時間を超えたことがある教職員の実人数

また、市立学校における精神疾患による病気休暇等取得者数は、令和 5 年に 4 人と急増したが、それ以降は以下の通り減少傾向で推移している。

【市立学校の病気休暇等取得者数の状況（90 日以上）の病気休暇及び休職】（単位：人）

年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
病気休暇取得者	2	1	2	3	4	0

2 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度（4 年間）とする。

国・県の目標「令和 11 年度までに月平均 30 時間程度」を踏まえ、総合教育会議において、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、すべての教職員が月 45 時間以内となること、さらに、政府の目標である、1 箇月時間外在校等時間平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 年次休暇を計画的に年間 10 日以上取得する教職員：100%

【R 6 (2024) 実績：平均 12.1 日、10 日以上取得 67%】

- ・ ストレスチェック（近畿健康管理センター）における高ストレス者割合を 4 %以下とする。

【R 6 (2024) 実績：5.4%】

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和 6 年（2024）3 月策定）」の 6 つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

① 教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・ 働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の完全実施

- ・ 定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施
- ・ ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施
- ・ ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定）する日を週 2 日以上実施

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の開催

- ・ 業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催

② 業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し※3

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・ 1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度

③ ICT 活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ 担当者研修会の実施

- ・ 教育委員会による ICT 活用指導力向上に関する研修の実施

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICT の積極的な活用

- ・ グーグルワークスペース、学校サイボウズの活用
- ・ ICT 機器の更新を含む快適な ICT 環境の整備

※3 本計画 4 ページ以降に、県における「学校と教師の業務の 3 分類」に基づく取り組み内容を記載しています。

④ 「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進【再掲】

イ 外部人材の積極的な活用

- ・ 教育業務支援員、部活動指導員、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の積極的な活用

⑤ 制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・ 学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・ 好事例集を生かした取組の推進

ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・ 照会・回答様式や提出方法の工夫及び頻度の見直しを実施

⑥ 執務環境の整備

ア 5 S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・ 学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5 S活動を推進
- ・ 教育委員会として、ICT 機器の更新を含む快適な ICT 環境の整備

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ 「兵庫県ハラスメント防止指針」の周知・徹底
- ・ 管理職・一般職員研修の充実
- ・ 相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

① 学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・ 学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域学校協働活動推進員の配置により、関係者間の連絡調整を実施

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ スクールロイヤーの配置による法に基づく助言が得られる体制のもと、早期解決を支援
- ・ 市指導主事による、保護者、住民からの電話相談・面接相談、早期解決への協力等の支援を実施

② 教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・ 学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減

イ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 教育研究所が、問い合わせへの対応や、ICT 支援員派遣等の支援を実施

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・ 西紀運動公園学校水泳活用実証事業の効果を検証し、今後の運営方針について検討

エ 部活動

- ・ 「丹波篠山市立中学校部活動および地域クラブ活動ガイドライン」(令和 7 年 11 月策定)に基づき、「ノー部活デー」を実施
- ・ 部活動指導員の配置

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・ 採択教科書に準拠した指導計画作成に関して、ICT や生成 AI の活用等の DX 推進による業務効率化を推進

イ 学習評価や成績処理

- ・ 校務支援システムのクラウド化を通じた ICT 環境整備の推進

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、スクールロイヤー等を活用し、市教委及び学校長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を実施
- ・ 市立ささやま支援学校に設置した、特別支援教育に関する専門知識を有する関係者で構成される「学びサポートルーム」担当職員を、学校からの要請に応じて派遣し、教職員へ指導助言を実施するとともに、同サポートルーム内に保護者等を対象とした相談窓口を設置
- ・ 篠山国際理解センター（NPO 法人）との連携により、日本語指導が必要な外国人生徒等やその保護者への母語支援員や通訳者による支援のほか、教職員への研修会等による支援を実施
- ・ 特別支援教育支援員、学校運営フォローアップ講師を活用し、児童生徒の実態に応じた効果的な支援を実施
- ・ 教育支援センター「ゆめハウス」や校内サポートルーム、不登校児童生徒支援員を活用した不登校児童生徒対応を実施

～その他の取組～

- ・ 教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・ 教職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用の促進

(2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2 ～ 6 月平均 80 時間超の教職員への産業医面談指導の実施
- ・ 心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・ 心の健康づくり計画に基づき、本市における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

5 今後のフォローアップ

- ・ 学校安全衛生委員会及び定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・ 共同メッセージ等を活用し、丹波篠山市ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域への周知と理解促進
- ・ 時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・ 様々な機会を捉えた各学校への本計画の周知
- ・ 管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実